

第 32 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日 時) 令和 7 年 4 月 30 日 (水) 13 時 00 分～15 時 00 分

(場 所) 中央合同庁舎第 2 号館第 1 特別会議室及び Web 会議

(出席者)

＜独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会＞

長村彌角座長、佐藤綾子委員、野崎邦夫委員、秋山修一郎臨時委員、
黒木淳臨時委員、水口啓子臨時委員

＜財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会＞

黒川行治座長代理、大塚成男臨時委員、金子靖臨時委員、関根愛子臨時委員、
山内暁臨時委員

(議 事) 1 座長互選

2 損益均衡に係る事項の検討

3 改正リース基準の反映に係る事項の検討

4 その他の事項の検討

1. 開会

2. 座長互選

- 互選により、構成員の中から長村彌角構成員が共同ワーキング・チームの座長に指名された。また、長村座長から、黒川行治構成員が座長代理に指名された。

3. 損益均衡に係る事項の検討

- 事務局から、資料「独法会計基準改訂に関する検討事項」に沿った説明がなされた後、構成員から以下のとおり意見があった。

- ・ 収益という勘定は、通常「発生」する形しか考えられない。前払年金費用の損益均衡を図る処理（別紙 2）の段階 3 で、一度計上された収益を減額するのではなく、取り消すべき収益がないのに突然マイナスの収益が計上されているが、この処理が分かりにくい（「マイナスの収益」ではなく「調整」であるという趣旨であれば分からなくはないが）。

- ・ 「前払年金費用見返」という本来は「繰越」の性格を持つ勘定について、敢えて「繰越」とは呼ばずに「見返」という名称を維持したということだが、「受領済みの運営費交付金」と「まだ受領していない運営費交付金」とを区別して、後者については「見返」という名称を維持しているのだとすると、説明が必要だと思う。「繰延」という行為に着目すれば、「見返」という名称を維持したとしても、

「繰延運営費交付金」（資産見返負債の名称変更後の勘定）等と同じ区分に整理することも考えられる。

- ・ 損益均衡は収益を繰り延べる考え方をとっているということを総務省ホームページなどで示した上で、「見返」という名称を変更し、「繰延」という勘定が負債に出てくる形は分かり易く、望ましい。今回の名称変更案に賛成する。
- ・ 一方で、「見返」（名称変更後は「繰延」）が将来の収益になるという点で義務・負債であると整理することは無理があるのではないか。企業会計における負債は単に義務であるだけでなく、経済的資源の放棄もしくは費消が結果となる。資産・負債アプローチではこの点が重要。そのように考えると、「繰延」は費用・収益アプローチの下で出てくる科目であると位置付ける必要があるのではないか。独法会計基準については、企業会計に合わせていく形を続けていくべきかどうか、考える段階にきているのではないか。
- ・ 前払年金費用の損益均衡を図る処理（別紙２）の事例は、時価評価により年金資産が 400 増加したことに伴い、退職費用を 400 減少させる処理を示しているが、減少する退職費用 400 は行政コスト計算書上で認識されるのか。このような時価評価に伴う費用の増減を行政コストとして認識すべきかどうかについては検討が必要ではないか。
- ・ 独法通則法 44 条に基づく利益に関する認知が進んでいない（経営努力認定制度が認知されていない）状況を踏まえれば、独法の損益計算書は損益均衡を前提としたものであり、企業の損益計算書とは異なるものであるということ、そして、独法の総コストを把握すること（行政コスト計算書）が非常に重要であるということを、いま一度、国民をはじめとする外部利用者に対してしっかりと分かり易く伝えてほしい。
- ・ いま用いられている「見返」勘定は、仕訳をイメージできないと B/S を見ても一般の国民には分かりづらい。我々でも立ち止まって考えることが度々ある。これをより分かり易い表現に変えることには賛成する（「繰延」という表現が適当かどうかは分からないが）。
- ・ 運営費交付金及び補助金を財源とする前払費用の取扱い（本体資料の 1.（2）及び（3））について、Q&A で対応することは望ましい。

- ・ 前払年金費用の取扱いについては、他の委員から指摘があった点が課題として残っているが、損益均衡を確保するために規定されていなかった片手落ちの部分を手当てされることには賛成する。
- ・ 損益均衡の考え方を総務省ホームページ上に掲載することは、国民への説明責任という点で非常によい。一方で、きちんと伝わらなければ意味がないので、非常に難しいと思うが、正確に、かつ、分かり易くなるように工夫してほしい。
- ・ 経営努力認定制度があまり使われていないのは非常に残念。周知とともに、実際に申請する手続きに関する質問の受け付け、フォローもしっかりとお願いしたい。
- ・ 会計に携わる関係者が実際に実務に適用していく際や、ユーザーが財務諸表を利用する際に、「理解することが難しい」とならないように、できるだけ専門的になり過ぎない形で、かつ、実務に沿った形で対応してほしい。
- ・ 企業会計は資産・負債アプローチを採用しており、時価の変動を必ずしも費用と認識しないケースも生じてきているが、他の委員から指摘があったように、時価の変動を行政コストとして認識すべきかどうかという論点もある。このような中で、費用・収益アプローチと資産・負債アプローチを併用しながら完全な損益均衡を実現していくことはかなり困難だと思う。独法にとって、企業会計をベースにしながら現在の損益均衡の方法を突き詰めていくのがいいのか、あるいは企業会計とは離れた形であるべき会計処理を考えていくのか、考える機会を持った方がよいのではないか。

理由の一つとして、経営努力認定制度があまり使われていないことがある。周知を進めた結果としてあまり使われない状況に変わりがなければ、(損益均衡は独法の経営努力を算定するために置かれている前提であるので)ここまで努力して損益均衡を確保していく必要があるのかということになる。今後何年かの経営努力認定制度の利用実績の推移を見ていくことが大切だと思う。

- ・ 独法の会計基準に加えられている様々な調整、損益均衡という難しい概念、これらを通じて、こういった背景の下でどのような調整がなされているのかということ、また、費用・収益アプローチと資産・負債アプローチがミックスして成り立っているということ、これらを独法の財務情報の利用者が理解できるような形で伝えることが必要。

- ・ 経営努力認定制度については、独法が経営努力認定の手続きを経て、それによって得られた独自財源を活用していく中で、さらにインセンティブを感じることができる、そのような本来制度に期待された役割が果たせるように努めてほしい。
- ・ 関係者の中で、経営努力認定制度を知らない方はおそらくいないと思う。本制度が使われていない要因としては、法人にとってのインセンティブが見えないところが多いのではないかと。また、最近の傾向として、臨時に多額の予算がついたときに、これにどう対応するかという問題の方が法人にとって重たい課題になってきている傾向があると思う。このような状況も含めて、経営努力認定制度の在り方、使われ方について検討してほしい。
- ・ 海外の公会計の実情と比べれば、独法会計は格付機関等がそれを評価するといったことはあまり想定されないのだろう。そのような場合、費用として何にいくら使っているのかに焦点が当たるのではないかと。したがって、費用の測定に影響を与える改訂については、かなり慎重に考えるべきだと思う。アンケート結果を見ると、改訂による影響の大きさは法人により幅があると見受けられる。改訂により大きな影響を伴う法人については、どの程度のインパクトがあるのかを説明する（国民に対する説明責任を確保する）ことが必要だと思う。
- ・ 前払年金費用の損益均衡を図る処理（別紙２）は、行政コスト計算書、P/L、純資産変動計算書、B/S、これらとの関係において、退職給付に係る処理の性格をどのように示すのかという問題であろう。

（別紙２）の段階１の「退職給付引当金見返」は、権利とまでは言わないが、「将来退職給付引当金に充てる運営費交付金を受領できるはずだ」という意味で、損益均衡を図るための単なる対象勘定というよりも、もう少し強い意味が込められている。言い換えれば、未収金とまでは言わないが、700 という一定の権利があるということ。この 700 という退職給付費用の見積りが非常に大事。費用の方が大事。退職給付引当金と費用とについて言えば、職員が業務に携わった労働の対価を払う必要があるという意味で、費用の方に意味があるということを目指したい。

（別紙２）の事例で言うと、段階１では退職給付引当金を 700 と見積もった。しかし段階２で年金基金の運用の状況を踏まえたからか、実際には運営費交付金は 700 のうち 500 しか交付されなかった。それに伴って、200 は、運営費交付金が交付されなかったので「運営費交付金を受け取る権利」はなくなり、このよう

な状況から、収益の対象勘定（「退職給付引当金見返」）も 200 を取り消す仕訳を行っているのだと思う。

ところが、運用がうまくいって年金資産は 400 増えている。将来運営費交付金を受け取る権利 200 を取り消したのだけれども、取り消した 200 を超えてさらに年金資産が 200 増えている。この年金資産の増加に伴う 200 については、「将来運営費交付金をもらう・もらわない」といった話ではなく、「運用収益を当期の収益にはせずに、翌期以降の備えとしておく」このような意味合いを持っているのだと思う。

以上を踏まえれば、（別紙 2）の事例について言えば、

- （イ）当初見積もった 700
- （ロ）実際に運営費交付金の交付を受けた 500
- （ハ）繰り延べる運用収益 200 も踏まえた 300（＝500－200）

のいずれを退職給付費用として認識するのか、また、行政コスト計算書の費用と P/L の費用のそれぞれにおいて、いずれを退職給付費用として認識するのか、これらの点について考え方を整理しておく必要がある。

4. 改正リース基準の反映に係る事項の検討

- 事務局から、資料「独法会計基準改訂に関する検討事項」に沿った説明がなされた後、構成員から以下のとおり意見があった。
- ・ 独法会計基準に改正リース基準だけを反映しないという整理は難しいと考える。提案の内容と一定の準備期間を置くことに異議はない。しかし、損益不均衡の拡大に係る手当てが積み重なることに伴い、分かりにくさが生じることを懸念している。
- ・ 独法の将来リスクを考えれば、リース取引について負債計上する範囲を拡大することは必要と思う。そのような意味で、区分をなくしてオペレーティング・リースも負債に計上する基準を独法に適用することに賛成する。
- ・ （参考 2）の「オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料総額の状況」について。企業会計における改正リース基準では、契約上の期間ではなく、契約の更新が行われる場合には契約更新後の期間も含めて負債計上しなければならないこととされている。この点を踏まえると、（参考 2）に挙げられているのは契約上の未経過リース料総額であって、改正リース基準を反映した場合、この金額はもっと大きくなるのだろう。

- ・ 企業会計における改正リース基準では「使用权」という言い方をしておらず、「単一の会計処理モデル」と言っている。これは負債に重点が置かれるようになったことの現れだろう。このような考え方は独法においても重要であり、その将来リスクを考える上で実質的な負債をきちんと認識する必要がある。実質的な負債が適切に表示される形を考えてほしい。
- ・ 企業会計における改正リース基準を独法にも取り込んでいく、ただし、独法独自の事情も踏まえて反映する、そのような形がとられており、全体として賛成する。
- ・ 独法会計における財務情報の利用者の観点に立てば、何にいくら費やされたのか、費用の情報が非常に重要である。利息費用の配分方法を利息法から定額法に変更することにより、これまで賃借料として計上されていたものが減価償却費と利息費用とに分解され、外部の人が判断できるようになることに利点がある。資産について、海外では情報が追加されたことに伴い、資産が膨れ、貸借対照表の資産に関する情報を用いる財務比率がかなり変化したという結果も示されており、情報公開、説明が非常に重要である。費用の勘定科目が変わる場合には、慎重な検討と説明が必要となるものとする。
- ・ 現行の独法会計基準のリース基準そのものが独法に合っているのか、そういった議論もあるのではないかと考えており、そのように考えると、いまのままとどまるのではなく、リスクを見るという側面を重視して単一の会計処理モデルを導入していくことが必要と考える。なお、利息費用の配分方法を定額法に変えることは、独法に固有の処理として十分説明がつくものであり、賛成する。
- ・ 財務情報の利用者としては、独法を評価する際に、リース契約の特性に応じでオンバランス化することで、リスク面も認識しやすくしてもらいたいという思いがある。企業会計と同様に、リスクを認識しやすくする、そのような形で基準を改訂することは妥当と考える。他方で、独法に固有の損益均衡の枠組みにおいては、財務情報利用者としては、利息費用の配分方法を定額法にしなければ、数字をどのように見ればいいのか分からない、数字の意味が分からない、そのような状況になると思う。したがって、利息費用の配分方法を変更することについても賛成する。

5. その他の事項の検討（非公開企業の新株予約権に係る会計処理）

- 事務局から、資料「独法会計基準改訂に関する検討事項」に沿った説明がなされた後、構成員から以下のとおり、質疑及び意見があった。
 - ・ 時価評価はミスリーディングとなりかねないため、提案の方向性でよいと思う。ただし、最近はイノベーションに対する投資が非常に大きくなってきているので、どのステージにあるのか等も踏まえて、独法の評価に耐え得る情報（支援実績の概要の注記）をしっかりと書き込むことが重要と考える。
 - ・ 無償であれ有償であれ、取得した新株予約権を行使して取得した相手会社の株式は売却することとなるのか、もしくは売却せず長期投資目的で保有することとなるのか。売却目的（前者）の場合は時価評価することも理解できる。しかし、後者のような長期保有目的の場合、相手会社が上場したとすると、取得した新株予約権がまだ有価証券になっていない段階で時価の変動が法人の損益に反映されることになるのではないか。このような形が適切かどうか（損益均衡に反することとならないか）、考えを整理してほしい。
 - ・ 関連して、時価評価することとなった場合に損益均衡に影響するのか、B/S だけで完結させるという形をとり得るのか、あるいは行政コスト計算書や費用のマイナスなどとして認識することとなるのか、考えを整理してほしい。
 - ・ 株式を売却した場合はお金が入ってくることとなるが、これを経営努力と考えるのか、もしくは国庫に返納すべきものなのか、考えを整理してほしい。
 - ・ 評価が難しいという事情は一般の企業でも同じであり、評価が難しいという理由だけで提案のような形をとることはできないのではないか。公正な評価額で時価評価するという現行の独法会計基準が採用された考え方も踏まえつつ、例えば時価評価すると損益均衡と折り合いがつかなくなるとか、独法であるからこそこのような形が必要であるという理由を整理する必要があるのではないか。
- 共同ワーキング・チームとしての独法会計基準の改訂案については、次回の共同ワーキング・チームで取りまとめる予定とされた。
- 次回の共同ワーキング・チームの開催日時については、改めて事務局から連絡することとされた。

以上